

株 主 各 位

東京都台東区東上野一丁目7番15号
株式会社エヌ・ピー・シー
代表取締役社長 伊 藤 雅 文

第25期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第25期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2017年11月28日(火曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

- | | |
|-----------------------|--|
| 1. 日 時 | 2017年11月29日(水曜日)午前10時
(受付開始時刻は午前9時を予定しております。) |
| 2. 場 所 | 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号
ホテルラングウッド 2階 飛翔の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。) |
| 3. 目 的 事 項
報 告 事 項 | 1. 第25期(2016年9月1日から2017年8月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第25期(2016年9月1日から2017年8月31日まで)計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項
案 | 監査役1名選任の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申しあげます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面記載のもののほか、「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

当社ウェブサイト http://www.npcgroup.net/ir/shareholders_mtg.html

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにて修正後の事項を掲載させていただきます。

【ご案内】

株主総会終了後、株主の皆様の本社に対する理解をより深めていただくため、同会場において「会社説明会」を開催いたしますので、引き続きご参加くださいますようお願い申しあげます。

(提供書面)

事業報告

(2016年9月1日から
2017年8月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、雇用環境や所得環境の改善が続く中で、引き続き緩やかな景気の回復が見られました。世界経済では、米国で保護主義が台頭しましたが、世界的な貿易数量は増加し、全体的には緩やかに成長する動きが見られました。

当社グループが属する太陽電池業界におきましては、中国を筆頭に、米国やインドなどの市場で継続的に太陽電池の設置が進みました。当社の顧客である太陽電池メーカーの間では、一部でコスト競争に対応するために設備投資計画を見直す動きが見られたものの、大型ラインを導入して需要の拡大に対応する動きも見られました。国内では、本年4月の再生可能エネルギー固定価格買取制度の改正により、太陽光発電システムの点検や保守が義務付けられたこともあり、太陽光発電システムのメンテナンスに対する認識が更に高まることとなりました。

このような状況下、当連結会計年度の売上高はほぼ修正予想通りの4,765,223千円(前期比768,573千円の増収)となりました。利益面では原価低減努力及び営業努力により、営業利益は590,463千円(前期比473,865千円の増益)、経常利益は498,358千円(前期比417,097千円の増益)となり、高い利益率を確保いたしました。

一方、当連結会計年度に松山第二工場の土地・建物等の売却の意思決定に伴う減損損失を特別損失として計上したことと、中国の子会社の清算結了に伴う特別利益を計上したことにより、親会社株主に帰属する当期純利益は282,908千円(前期は122,809千円の親会社株主に帰属する当期純損失)となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

イ. 装置関連事業

装置関連事業においては、大型ライン案件の3本目、4本目が予定通り売上計上されたほか、改造案件やその他の装置等が売上計上された結果、売上高は4,521,256千円となりました。営業利益は、大型ライン案件の製造効率の改善や、部品の一括大量購入等の原価低減努力及び営業努力により1,125,383千円となりました。

ロ. 環境関連事業

環境関連事業においては、太陽光パネルの検査機器の販売が予定よりも低調となりましたが、大規模発電所の竣工検査等のパネル検査サービスが順調だったことから、売上高は243,967千円となりました。利益につきましては、8月の長雨の影響で検査工数が増加し、56,392千円の営業損失となりました。

なお、報告セグメントを当連結会計年度より、「装置関連事業」と「受託加工事業」から「装置関連事業」と「環境関連事業」に変更しており、変更後の区分により必要な計算書類を遡って作成することが実務上困難であるため、前期比は記載しておりません。

また、当期の期末配当につきましては、業績及び財務状況を考慮し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は、33,953千円で、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備

 全社　ファイルサーバー等　17,894千円

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

 該当事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

 松山第二工場　建物及び土地　727,206千円

③ 資金調達の状況

イ. 機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関2行と貸出コミットメント契約を締結しております。当連結会計年度末における貸出コミットメントに係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額　3,000,000千円

借入実行残高　500,000千円

差引額　2,500,000千円

ロ. 機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関1行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額　500,000千円

借入実行残高　－千円

差引額　500,000千円

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2014年8月期)	第 23 期 (2015年8月期)	第 24 期 (2016年8月期)	第 25 期 (当連結会計年度) (2017年8月期)
売上高 (千円)	15,696,798	9,349,317	3,996,650	4,765,223
営業利益 (千円)	467,664	519,404	116,598	590,463
経常利益 (千円)	443,496	422,805	81,261	498,358
親会社株主に帰属する当期 純利益又は当期純損失(△) (千円)	124,561	561,570	△122,809	282,908
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	5.65	25.47	△5.57	12.83
総資産 (千円)	12,419,468	10,084,323	10,611,292	7,937,933
純資産 (千円)	4,669,809	5,281,857	5,078,347	5,374,538
1株当たり純資産額 (円)	211.76	239.52	230.29	243.72

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 22 期 (2014年8月期)	第 23 期 (2015年8月期)	第 24 期 (2016年8月期)	第 25 期 (当事業年度) (2017年8月期)
売上高 (千円)	15,573,291	9,245,799	3,979,500	4,754,088
営業利益 (千円)	379,334	428,740	146,719	596,893
経常利益 (千円)	310,075	352,311	79,433	607,823
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	478,616	513,086	△131,701	396,284
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	21.70	23.27	△5.97	17.97
総資産 (千円)	12,212,763	9,772,901	10,410,854	7,833,313
純資産 (千円)	4,491,533	5,004,620	4,872,918	5,269,202
1株当たり純資産額 (円)	203.68	226.95	220.97	238.94

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社は親会社を有していないため該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
NPC America Corporation	7,979千円 (70千USD)	100%	太陽電池製造装置の販売支援・保守サービス

(注)2017年7月24日付にてNPC China Co., Ltd.の清算手続を完了いたしました。

(4) 対処すべき課題

① 装置関連事業

装置関連事業で当社が取り扱う主な製品・サービスは、太陽電池製造装置及び自動化装置であります。太陽電池製造装置については、当社グループの顧客から、高効率パネルを生産できる次世代型の製造装置が求められております。こうした需要を満たす、新しい技術や装置を開発・提供することで、顧客との良好な関係性を更に強化してまいります。これにより、当社の主力事業として引き続き推進してまいります。自動化装置については、新たな業界での競争力を強化するため、真空包装機や太陽電池製造装置等の技術に加え、新しい技術や装置の開発を積極的に進め、早期に新たな事業の柱とするよう努めてまいります。

② 環境関連事業

環境関連事業で当社が取り扱う主な製品・サービスは、太陽光パネルの検査機器、検査・メンテナンスサービス、及び太陽光パネルのリユース・リサイクルであります。太陽光パネルの検査機器及び検査・メンテナンスサービスについては、再生可能エネルギー固定価格買取制度の改正によって、太陽光発電システムの点検や保守が義務付けられたこともあり、太陽光発電システムのメンテナンスに対する認識が更に高まることとなりました。当社はこうした事業環境を背景に、今後さまざまな営業活動を通じてパネル検査の重要性を周知し、検査実施率の向上に努めてまいります。また、検査メニューの拡充を図り、総合的なメンテナンスサービスを提供することで、安定的な収益確保を目指します。太陽光パネルのリユース・リサイクルについては、本年9月に総務省から環境省及び経済産業省に対して、パネルの回収やリサイクルの仕組みについて、法制度化も含めて検討するよう、勧告がなされました。このように、各省庁の取り組みが強化される中、当社は、引き続き合弁会社を通じたパネルリサイクル事業を推進し、適切なパネルリサイクル方法の確立に向けて取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容(2017年8月31日現在)

事業区分	区 分	事業内容
装置関連事業	太陽電池製造装置	太陽電池の製造工程は、太陽電池セルを製造する「セル工程」と、それらをモジュール化して太陽光パネルを製造する「モジュール工程」に大別されますが、当社グループは「モジュール工程」における次の各種製造装置及び一貫製造ラインを提供しております。 (当社主要製品) セルテスター、セル自動配線装置、真空ラミネーター、モジュールテスター
	自動化装置	太陽電池製造装置で培った技術やノウハウを活かし、さまざまな業界に向けた自動化機構や装置を提供しております。
	真空断熱パネル封止装置	省エネ製品として注目を集める真空断熱パネルを真空下で封止するための装置であります。当社は創業時から長年にわたり蓄積してきた経験と高い技術により、高品質な真空断熱パネル封止装置を提供しております。
環境関連事業	パネル検査・メンテナンス	これまで太陽電池市場で培ってきた知識や経験を活かし、太陽光パネルの検査機器の提供や、その検査機器を用いた高精度で効果的なパネル検査サービスを提供しております。
	太陽光パネルのリユース・リサイクル	太陽光パネルのリユース品の検査・販売を行なうほか、リサイクルのためのパネル解体装置ラインを合弁会社PVテクノサイクル株式会社内に導入し、パネルのリサイクルの仕組みづくりを進めております。

(注) 2016年9月より事業区分を装置関連事業及び環境関連事業へ変更しております。

(6) 主要な営業所及び工場(2017年8月31日現在)

① 当社

区 分	所 在 地
本 社	東京都台東区
工 場	松山工場：愛媛県松山市

② 子会社

会 社 名	所 在 地
NPC America Corporation	米国・ニュージャージー州

(7) 従業員の状況(2017年8月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
装置関連事業	101(0)名	13名減(増減なし)
環境関連事業	20(0)名	2名増(9名減)
全社(共通)	45(2)名	8名増(1名減)
合計	166(2)名	3名減(10名減)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 従業員数は、当連結会計年度において3名減少しておりますが、その主な理由は、自己都合退職によるものであります。パート・派遣社員は、当連結会計年度において10名減少しておりますが、その主な理由は、受託加工事業の契約満了に伴うものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
163(2)名	4名減(10名減)	39.6歳	8.3年

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、パート・派遣社員は、年間の平均人員を()内に外数で記載しております。
2. 従業員数は、当事業年度において4名減少しておりますが、その主な理由は、自己都合退職によるものであります。パート・派遣社員は、当連結会計年度において10名減少しておりますが、その主な理由は、受託加工事業の契約満了に伴うものであります。

(8) 主要な借入先の状況(2017年8月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱東京UFJ銀行	250,000千円
株式会社りそな銀行	250,000千円

- (注) 1. 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行なうため、借入極度額3,000,000千円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三菱東京UFJ銀行と締結しております。
2. 当該契約に基づく当連結会計年度末の借入実行残高は500,000千円であります。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況(2017年8月31日現在)

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 54,400,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 22,052,426株 |
| (3) 株主数 | 8,216名 |
| (4) 大株主(上位10名) | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
隣 良 郎	2,421,040株	10.97%
伊 藤 雅 文	1,935,720株	8.77%
佐 藤 寿	492,000株	2.23%
BNY FOR GCM CLIENT ACCOUNTS (E) BD	404,500株	1.83%
松 井 証 券 株 式 会 社	385,600株	1.74%
大 和 証 券 株 式 会 社	353,100株	1.60%
楽 天 証 券 株 式 会 社	331,600株	1.50%
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	320,000株	1.45%
母 袋 道 也	310,000株	1.40%
株 式 会 社 S B I 証 券	303,800株	1.37%

(注) 持株比率は自己株式(435株)を控除して計算しております。

3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(2017年8月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊藤 雅文	
専務取締役	廣澤 一夫	
常務取締役	矢内 利幸	太陽電池事業本部長
取締役	秋田 純一	管理本部長兼総務部長 NPC America Corporation 代表取締役
取締役	寺田 健治	
常勤監査役	山口 明達	
監査役	柿本 輝明	弁護士 株式会社ホープ 社外取締役
監査役	新保 博之	公認会計士

- (注) 1. 取締役寺田健治氏は社外取締役であります。
2. 監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏は社外監査役であります。
3. 監査役新保博之氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役寺田健治氏、監査役柿本輝明氏、監査役新保博之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2016年9月1日付で取締役の担当を次のとおり変更しております。
- | (氏名) | (異動後) | (異動前) |
|-------|--------------------|---------------------|
| 廣澤 一夫 | 専務取締役 | 取締役
管理本部長兼総務部長 |
| 矢内 利幸 | 常務取締役
太陽電池事業本部長 | 取締役
太陽電池事業本部副本部長 |
| 秋田 純一 | 管理本部長兼総務部長 | 太陽電池事業本部長 |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令の定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	員 数	報 酬 等 の 総 額
取 締 役	5名	76,700千円(うち、社外取締役1名2,600千円)
監 査 役	3名	9,100千円(うち、社外監査役2名3,900千円)
合 計	8名	85,800千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額200,000千円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年11月29日開催の第14期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は5名(うち社外取締役は1名)、監査役は3名(うち社外監査役は2名)であります。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係
- ・ 監査役柿本輝明氏は、株式会社ホープの社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況
- ・ 取締役 寺田健治氏
当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、製造業における豊富な経験・知見から適宜発言を行っております。
 - ・ 監査役 柿本輝明氏
当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回、監査役会13回のうち12回に出席し、経営の監視・監督を行ない、弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。
 - ・ 監査役 新保博之氏
当事業年度に開催された取締役会16回、監査役会13回の全てに出席し、経営の監視・監督を行ない、公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る報酬等の額	25,000千円
② 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	25,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積の算出基準等が適切であるかどうかについて必要な検証を行なった上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が2015年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

- ・ 契約の新規の締結に関する業務の停止 3月
(2016年1月1日から同年3月31日まで)
- ・ 業務改善命令
(業務管理体制の改善)

③ 処分理由

- ・新日本有限責任監査法人は、他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
- ・新日本有限責任監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、当社及び子会社の企業活動の前提が法令、定款及び社会倫理の順守であることを、代表取締役社長が、役職者はじめ全使用人に継続的に伝達し徹底させる。
 - ・当社は、当社グループを横断的に統括する、代表取締役社長を総責任者とする「内部統制委員会」を設置し、コンプライアンス・リスク管理体制の構築及び維持・向上にあたる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い保存する。取締役及び監査役は、必要に応じて、これらの文書を閲覧できるものとする。
- (3) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社及び子会社のリスク管理全体の統括は「内部統制委員会」がこれを行ない、当社グループの横断的なリスク管理体制を整備するものとする。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制
 - ・取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月1回開催する他、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な事項に関する迅速な意思決定を行なうものとする。
 - ・取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
 - ・中期経営計画及び年度経営計画を策定し、業務執行の方針と計数目標を定め、各部門において目標達成のために活動し、定期的にレビューを行なう。

- (5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社における子会社に対する管理については、「関係会社管理規程」に従い、「関係会社管理規程」に規定された部署及び「内部統制委員会」が連携して、グループ管理の整備を行なうものとする。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の任命、異動、評価、懲戒は、監査役の意見を尊重した上で行なうものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するものとする。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制
- ・取締役及び使用人は当社及び子会社の業務又は業績に与える重要な事項について監査役に報告するものとし、職務の執行に関する法令違反、定款違反もしくは不正行為等の事実、又は当社及び子会社に損害を及ぼす事実を知ったときは、遅延なく報告するものとする。なお、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対し、報告を求めることができるものとする。
 - ・監査役は、取締役会の他、業務執行状況を把握するため、必要に応じて当社及び子会社の会議に出席し、取締役及びその使用人にその説明を求めることができるものとする。
 - ・監査役は、代表取締役社長との定期的な意見交換を行ない、意思の疎通を図ると同時に、会計監査人、内部監査部門との情報交換に努め、当社及び子会社の監査の実効性を確保するものとする。
 - ・当社は、監査役から職務執行に必要な費用の前払、債務の処理等を請求された場合には、当該職務の執行に必要でないと証明された場合を除き、速やかに処理するものとする。
- (8) 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
使用人等からの監査役への通報については、通報者情報を保護するとともに、当該通報者に対する不利益な取り扱いを禁止する。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

- ・当社は、法令順守・環境保護・企業倫理の徹底を目的として制定した「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」において、反社会的勢力との関係遮断についても明文化し、全役職員に周知徹底を図る。
- ・なんらかの疑義を察知した場合は個別に対応せず、速やかに管理本部長又は、代表取締役社長に報告することとしており、問題が検知された場合は顧問弁護士や警察に相談した上で組織的に対応する。
- ・取引先等については、取引開始前及び毎期に信用調査機関や新聞記事検索等による調査、地域企業からの情報収集等による確認を行ない、各部署が相互にチェックする社内体制を構築する。
- ・業務手順書において想定されるリスクと回避策を規定し、日々の業務運営の中でリスク認識・検知・排除に努める。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① 内部統制全般

代表取締役社長を総責任者とする内部統制委員会を、当事業年度は12回開催いたしました。当委員会には、取締役、常勤監査役、内部監査室、管理部門の部長が参加し、当社グループの内部統制システムの整備・運用状況をタイムリーに確認し、必要に応じて改善活動を実施しております。

また、代表取締役社長からの通達により、当社グループの使用人に対して内部統制全般の継続的な周知徹底を図り、高い意識を維持できるよう取り組んでおります。

② コンプライアンス関連

「株式会社エヌ・ピー・シー企業行動規範」を定め、ステークホルダーの立場の尊重について規定し、役員及び全使用人に継続的に伝達し浸透させております。また、役員及び全使用人が法令を順守することはもとより、社内規程を順守し、社会規範を尊重し企業理念に則った行動をとるため、一人ひとりが特に留意すべき事項をまとめた「企業倫理要領」を定めております。

③ 取締役の職務執行

当事業年度は16回の取締役会を開催し、重要事項に関する迅速な意思決定及び職務執行状況及び経営計画等の進捗状況等について報告を実施しております。また、組織規程に業務分掌や職務権限を定め、効率的な業務の遂行及び責任の明確化を図っております。

④ 監査役関連

全監査役による取締役会への出席に加え、常勤監査役による内部統制委員会及びその他の重要会議への出席を通じて、内部統制の整備・運用状況を確認しております。また、必要に応じて会計監査人又は内部監査室等と情報交換を実施することで、内部統制システム全般をモニタリングしております。

⑤ 反社会的勢力の排除

反社会的勢力が混入するリスク及びそれらのリスクの排除手順について、「反社会的勢力の排除に関する運用要領」を定めて運用しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社株式等の大規模買付行為に関する対応策は、2016年11月29日に開催された当社定時株主総会終結の時をもって有効期間が満了しており、2016年10月11日開催の取締役会において継続しないことが決議されております。

連結貸借対照表

(2017年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,603,494	流動負債	2,420,422
現金及び預金	1,031,333	支払手形及び買掛金	984,359
受取手形及び売掛金	1,034,749	短期借入金	500,000
商品及び製品	16,767	リース債務	65,334
仕掛品	1,041,529	未払法人税等	13,070
原材料及び貯蔵品	195,048	前受金	664,034
繰延税金資産	35,372	賞与引当金	24,825
その他	270,963	受注損失引当金	9,003
貸倒引当金	△22,268	その他	159,795
固定資産	4,334,438	固定負債	142,973
有形固定資産	4,239,821	リース債務	142,973
建物及び構築物	2,574,019	負債合計	2,563,395
機械及び装置	70,007	(純資産の部)	
土地	1,548,050	株主資本	5,345,695
その他	47,744	資本金	2,812,461
無形固定資産	24,112	資本剰余金	2,734,875
その他	24,112	利益剰余金	△201,210
投資その他の資産	70,504	自己株式	△431
繰延税金資産	21,881	その他の包括利益累計額	28,842
その他	49,705	為替換算調整勘定	28,842
貸倒引当金	△1,082	純資産合計	5,374,538
資産合計	7,937,933	負債純資産合計	7,937,933

連結損益計算書

(2016年9月1日から
2017年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		4,765,223
売上原価		3,270,218
売上総利益		1,495,005
販売費及び一般管理費		904,541
営業利益		590,463
営業外収益		
受取利息	75	
違約金収入	931	
償却債権取立益	1,096	
還付加算金	545	
業務受託料	1,560	
その他	1,114	5,323
営業外費用		
支払利息	28,140	
為替差損	17,697	
減価償却費	6,720	
支払手数料	31,377	
その他	13,493	97,428
経常利益		498,358
特別利益		
関係会社清算益	10,027	10,027
特別損失		
減損損失	201,911	201,911
税金等調整前当期純利益		306,474
法人税、住民税及び事業税	10,246	
法人税等調整額	13,319	23,565
当期純利益		282,908
親会社株主に帰属する当期純利益		282,908

連結株主資本等変動計算書

(2016年9月1日から
2017年8月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2016年9月1日期首残高	2,812,461	2,734,875	△484,118	△431	5,062,786
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	282,908	-	282,908
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	-	-	282,908	-	282,908
2017年8月31日期末残高	2,812,461	2,734,875	△201,210	△431	5,345,695

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
2016年9月1日期首残高	15,560	15,560	5,078,347
連結会計年度中の変動額			
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	282,908
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	13,282	13,282	13,282
連結会計年度中の変動額合計	13,282	13,282	296,190
2017年8月31日期末残高	28,842	28,842	5,374,538

貸借対照表

(2017年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,489,135	流動負債	2,421,137
現金及び預金	941,915	支払手形	611,510
受取手形	3,020	買掛金	372,791
売掛金	1,028,122	短期借入金	500,000
商品及び製品	16,767	リース債務	65,334
仕掛品	1,041,529	未払金	75,826
原材料及び貯蔵品	188,024	未払費用	63,689
前払費用	44,537	未払法人税等	13,070
繰延税金資産	34,194	前受金	663,305
未収消費税	34,955	預り金	21,780
その他	178,485	賞与引当金	24,825
貸倒引当金	△22,418	受注損失引当金	9,003
固定資産	4,344,177	固定負債	142,973
有形固定資産	4,239,821	リース債務	142,973
建物	2,573,014	負債合計	2,564,111
構築物	1,005	(純資産の部)	
機械及び装置	70,007	株主資本	5,269,202
車輛運搬具	7,655	資本金	2,812,461
工具、器具及び備品	40,089	資本剰余金	2,734,875
土地	1,548,050	資本準備金	2,734,875
無形固定資産	24,112	利益剰余金	△277,703
特許権	1,652	その他利益剰余金	△277,703
ソフトウェア	22,460	固定資産圧縮積立金	25,781
投資その他の資産	80,242	別途積立金	30,635
関係会社株式	17,479	繰越利益剰余金	△334,120
出資金	10	自己株式	△431
破産更生債権等	1,082	純資産合計	5,269,202
繰延税金資産	23,483	負債純資産合計	7,833,313
保険積立金	22,211		
その他	17,058		
貸倒引当金	△1,082		
資産合計	7,833,313		

損 益 計 算 書

(2016年9月1日から
2017年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売 上 高		4,754,088
売 上 原 価		3,267,710
売 上 総 利 益		1,486,378
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		889,484
営 業 利 益		596,893
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	8	
受 取 配 当 金	102,692	
業 務 受 託 料	1,560	
違 約 金 収 入	931	
償 却 債 権 取 立 益	1,096	
還 付 加 算 金	545	
そ の 他	884	107,719
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	28,140	
為 替 差 損	17,058	
減 価 償 却 費	6,720	
支 払 手 数 料	31,377	
そ の 他	13,493	96,789
経 常 利 益		607,823
特 別 利 益		
関 係 会 社 清 算 益	10,027	10,027
特 別 損 失		
減 損 損 失	201,911	201,911
税 引 前 当 期 純 利 益		415,938
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,792	
法 人 税 等 調 整 額	11,862	19,654
当 期 純 利 益		396,284

株主資本等変動計算書

(2016年9月1日から
2017年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金計		
		資本準備金	資本剰余金計	その他利益剰余金						
				固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益金				
2016年9月1日期首残高	2,812,461	2,734,875	2,734,875	26,622	30,635	△731,245	△673,987	△431	4,872,918	
事業年度中の変動額										
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-	-	△840	-	840	-	-	-	
当期純利益	-	-	-	-	-	396,284	396,284	-	396,284	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△840	-	397,124	396,284	-	396,284	
2017年8月31日期末残高	2,812,461	2,734,875	2,734,875	25,781	30,635	△334,120	△277,703	△431	5,269,202	

	純資産合計
2016年9月1日期首残高	4,872,918
事業年度中の変動額	
固定資産圧縮積立金の取崩	-
当期純利益	396,284
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-
事業年度中の変動額合計	396,284
2017年8月31日期末残高	5,269,202

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年10月23日

株式会社エヌ・ピー・シー

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 原科 博文 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 佐藤 賢治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの平成28年9月1日から平成29年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌ・ピー・シー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成29年10月23日

株式会社エヌ・ピー・シー

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 原科 博文 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 賢治 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌ・ピー・シーの平成28年9月1日から平成29年8月31日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2016年9月1日から2017年8月31日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年10月30日

株式会社エヌ・ピー・シー 監査役会

常勤監査役 山口 明達 ㊟

監査役 柿本 輝明 ㊟

監査役 新保 博之 ㊟

(注) 監査役柿本輝明、監査役新保博之は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案 監査役1名選任の件

常勤監査役山口明達氏より、本総会終結の時をもって監査役を辞任する旨の申し出がありましたので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、監査役候補者の世羅靖久氏は山口明達氏の補欠として選任されるものではなく、その任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
せら やす ひさ 世羅 靖久 (1956年1月11日生)	1978年4月カネボウ化粧品販売(株)(現(株)カネボウ化粧品)入社 2015年3月(株)サティス製薬 常勤監査役 2017年1月当社入社 総務部 総務・法務グループ	-
選任理由 世羅靖久氏は、化粧品メーカーにおいて幅広い領域を経験し、それに基づく豊富な知見を背景に、当社総務・法務に係る業務に取り組んできました。また、他社において常勤監査役としての経験も有しております。かかる実績をふまえ、当社監査役として適任と判断いたしました。		

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 責任限定契約の概要について

本総会において世羅靖久氏が選任された場合には、当社は同氏と、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める最低責任限度額に限定する契約を締結する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図



ホテルラングウッド 2階 飛翔の間

〒116-0014 東京都荒川区東日暮里五丁目50番5号

電話 03-3803-1234(代)

交通： JR日暮里駅、京成日暮里駅とも徒歩1分

日暮里・舎人ライナー日暮里駅徒歩3分

※当日ご来場の際は、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

<会社説明会開催のご案内>

株主の皆様にご参集いただける折角の機会でございますので、本総会終了後、同会場において「会社説明会」を開催いたします。つきましては、ご多忙とは存じますが、ぜひご参加賜りますようお願いいたします。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。